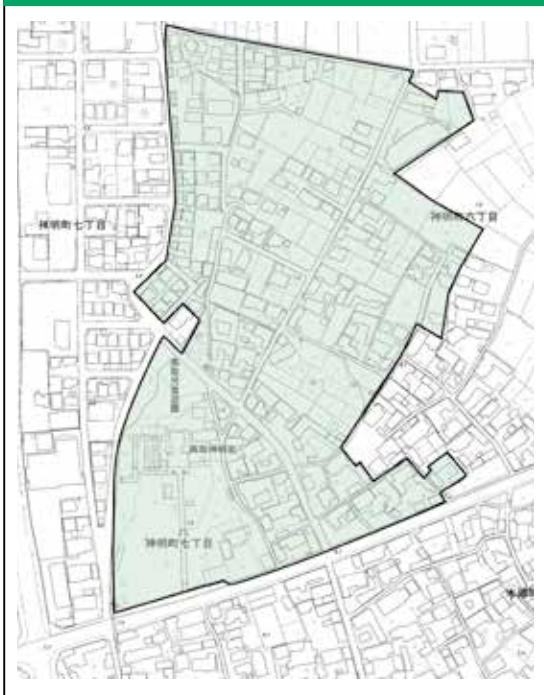


# 下水道事業受益者負担金の賦課徴収区域が拡大されます

## 神明町六丁目・七丁目の一部



現在、約497haの区域で下水道が使用できるようになりました。今年度も新たな対象区域を定め「受益者負担金」を賦課します。

なお、使用できる区域・時期については、整備の進み具合により随時お知らせします。賦課対象区域は図のとおりです。

### 受益者負担金とは

下水道整備には多額の費用が必要です。この建設費を公費(税金など)のみでまかなうと、下水道の利益を受けない方も同じ負担をすることになり、公平性を欠くことから、下水道整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくものです。

### 負担金を納めていただく方

賦課対象区域内に土地を所有している方

※その土地に地上権、質権、または使用貸借もしくは賃貸借による権利がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

### 負担金の対象となる土地

賦課対象区域内(下水道整備区域内)にある宅地、雑種地、田畑などすべての土地

※負担金の賦課はその土地に対して一度かぎりです。

### 負担金の額

土地の面積(公簿面積) 1㎡あたり350円

※平成29年度に負担金を決定した区域は、本年9月より負担金を賦課します。

### 納付方法

①年2回払い5年分割納付

②一括納付(第1期の納付期限までが対象)

※②は前納報奨金制度あり(一定の割合で減額、限度額25万円)

### 負担金の徴収猶予、減免

申請により負担金の徴収猶予、減免が受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

### 申告書の送付、相談会の開催

6月中旬に対象者に受益者申告書を送付します。

また、個別の相談会も予定しています。

### 納付までの流れ

6月中旬(予定) 関係者へ受益者申告書・個別相談会の案内送付

6月下旬(予定) 個別相談会の開催

7月中旬(予定) 申告書を市へ提出

8月中旬 負担金決定通知書の送付

8月下旬 納入通知書の送付(口座振替の方を除く)

9月末日までに 取扱金融機関にて納付  
(口座振替は納期末日に引き落とし)

## 本郷町二丁目・六丁目の一部



### みんなの下水道を大切に

●水洗トイレには溶ける紙しか流さない。

●洗面所から危険な物質を流さない。

●台所のゴミは流さない。

●洗剤は無リンのものを使用する。

●まずはこまめに掃除する。